

日蓮聖人真蹟と初期の身延文庫

中 尾 堯

一、はじめに

昨年度の身延山大学身延公開講座で、「身延文庫の伝統と特質」について講演し、その内容を記録として本誌に掲載するよう要請があった。これに応えようと筆を執ったところ、講演では触れ得なかつた点やさらに論証すべき事柄に気づき、新たな所見を書き加えようと本稿の執筆を意図した。いくつかの異なる見解を表明することもあるが、この点はお許しいただきたい。

身延山久遠寺の「身延文庫」は、聖教をはじめとする典籍・文書等を収める文庫として、中世以来の長い伝統を伝えている。平成十五年から十七年にかけて、「日蓮聖人立教開宗七百年慶讃事業」として出版された『身延文庫典籍目録』上中下は、現段階での蔵書の全貌を示すもので、五千点をはるかに超える書名と書誌の目録である。^{〔1〕}

身延山久遠寺には、日蓮聖人真蹟とこれに準ずる書が、特別な聖教として「靈宝」にまとめられた。これに加えて歴代住持の著書や蒐集した書物など、内外の典籍が土蔵に収められて、「靈宝」とは別に「身延文庫」と称された。と

ころが、日蓮聖人御真蹟等の「靈宝」が、江戸時代の中期に御真骨堂に別置されるようになったので、明治八年（一九七五）正月の身延山大火によって惜しくも焼失した。したがって、江戸時代から身延山久遠寺に伝来していた典籍等から、焼失した日蓮聖人真蹟類を除いたものが、今日に見る『身延文庫典籍目録』所収の典籍である。

身延山の書庫に収められた貴重な蔵書を整えるために、中世以来幾度も典籍目録が作成されている（表1）。これら典籍目録の表題や内容の記事をみると、日蓮聖人真蹟には「靈宝」の用語が多用されていて、「身延文庫」の名称を用いた例は全く見当たらない。

（表1）『身延山資料叢書』目録集（身延山大学東洋文化研究所）参照

- | |
|----------------------------------|
| 日朝『靈宝目録』（身延山史）所収 |
| 日意『靈宝目録』（御筆御書註文）「台家聖教注文」 |
| 日鏡『章疏目録』（天文五年） |
| 日乾『身延山久遠寺御靈宝記録』（慶長八年） |
| 日遠『御靈宝目録』（身延山久遠寺蓮祖御真翰入函次第）（慶長十年） |
| 日奠『身延山御靈宝』（万治三年） |
| (1) 「身延山久遠寺蓮祖御真翰入函次第」 |
| (2) 「御靈宝并代々書物曼荼羅御経目録掛字並絵目録」 |
| 日暹『暹師書籍目録』（朝師御作ノ目録アリ未完） |
| 日亨『靈宝目録』（西土蔵目録）（正徳二年） |

その理由は、大量の典籍を系統的に整理して作成された書籍目録所収の典籍と、「靈宝」として別置された日蓮聖人の真蹟類とは別の区画で、「身延文庫」の名称はその全体を網羅するものではなかったからである。現在用いられている「身延文庫」の名称は、身延山大火後に納入された日蓮聖人真蹟等の典籍等に、日向以来の歴史をはじめとする文庫印を捺した典籍、さらに古文書・美術等を加えた文化財の総称となっている。²⁾

二、文庫印について

身延文庫の典籍を手にするると、「身延文庫」の印文を刻んだ蔵書印が目につく。次頁の図に示したように、蓮華を天地に配した木牌の枠のなかに、「身延文庫」の文庫名を刻んだもので、朱印と黒印との両方が用いられ、幾度か新造されたものと思われる。この蔵書印の実物は現存しないが、印面に「身延文庫」と彫り出された文字は端正な楷書で、落ち着いた感じの古様である。

「文庫印」として印影が現存する最古のものは、北条実時が鎌倉時代に創設した金沢文庫の朱印と黒印であり、鎌倉時代からみられる私印の広まりのなかで「身延文庫」の印も現れたとみられている。「身延文庫」は、印面の感じでは「金沢文庫」³⁾の印に近いものがあるものの、これが用いられはじめた時点についてはともに明確ではない。この点については、所蔵される典籍等の体系的な分類をはじめ、書庫・書物箱・櫃の新設など、保管の形式や施設の更新を機とすることは容易に推測できる。

これを「身延文庫」についてみると、蔵書印が用いられるようになったのは、日蓮聖人真蹟等をはじめとする身延山久遠寺の典籍類が整理されて架蔵の秩序が整い、一部分ではあっても蔵書目録が完成して、閲覧が意図された段階

「身延文庫」印



「金沢文庫」印



とみてよからう。身延山の典籍目録が最初に整えられたのは、『身延山史』によると日朝の『靈宝目録』で、その全文がここに収録されている。⁴ 残念なことには、出典についての詳細な説明はなく、原本も現存していないので『身延文庫典籍目録』にも記載はない。しかし叙述の内容をみると、冒頭に箱別の目録を掲げた曼荼羅本尊の記載は正確で、次の第十二世の日意が整えた『蔵書目録』のうち「大聖人御筆目録」の分類された内容と記述を比較してみると、その記事は全体的にはほぼ信頼できるようである。⁵

日朝の『靈宝目録』には、日蓮聖人真蹟曼荼羅本尊を四箱に分納した目録が冒頭にあり、真蹟遺文・要文集と続いて日蓮聖人真蹟以外の他筆の「御本尊箱」に至る、十四箱の書名を収める。次の日意の『蔵書目録』は「御筆御書註文」と「台家聖教注文」とからなり、日蓮聖人から継承してきた聖教等の目録は「御筆御書註文」に収めているが、歴代住持の曼荼羅本尊に関してはこれを除外している。この意味では、日朝の『靈宝目録』と日意の「御筆御書註文」とは、日蓮聖人の真筆遺文とこれに準じる典籍の目録として、相互に補完的な役割を帯びているといえる。その一方、

日朝は住持として在任中に数多くの書を著し、日意もみずからの豊富な著書をものしているのです、これも文庫に合わせて保管しなくてはならない。まさに文庫を形成する機運は満ちていた。

このような考察によつて、従来の典籍類を整備して「身延文庫」の原型が出来上がったのは、第十一代住持の日朝（二四二—一五〇〇）とそのあとを継いだ日意の代、十六世紀半ばのこととみられる。日朝は伝来の日蓮聖人の真蹟などを整理して『靈宝目録』⁶とし、第十二代の日意は『藏書目録』を作成して藏書の中核となる聖教の枠組みを整えた。これらの聖教等の目録が完成した時は正確には特定できないものの、日朝から日意の代に「身延文庫」という呼称とはいえないものの、文庫の原型が設られたものとみられる。但し、この時期に藏書印が捺印され始めたかどうかはわからない。⁷

三、日蓮聖人真蹟と身延文庫のはじまり

「身延文庫」のそもそもの濫觴については、日蓮聖人が在世中に聖教類を整えようとされていたことに、まず注目しなくてはならない。従来このことを説明するにあたって、文永十二年三月の「太田金吾許御書」⁸にみる一節が引かれている。

令弘^三通此大法^二之法、必安^三置一代之聖教^一、習学^三八宗之章疏^一。然則予所持之聖教多々有^レ之。雖^レ然再度御勸氣、衆度大難之時、或一卷二卷散失、或一字二字脱落、或魚魯謬悞、或一部二部損朽。若默止、過^二二期^一之後弟子等定謬乱出来之基也。爰以愚身老耄已前欲^三糺調^レ之。而如^二風聞^一者、貴辺並太田金吾殿越中御所領之内、並近辺寺々数多聖教等云云。兩人共為^二大檀那^一、令^レ成^三所願^一。

（日蓮聖人真蹟と初期の身延文庫（中尾堯））

（釈文）この大法を弘通せしめんには、必ず一代の聖教を安置し、八宗の章疏を修学す。然れば則ち予が所持の聖教多々これ有り。然りと雖も両度の御勘気、衆度の大難の時、或いは一卷二巻と散失し、或は一字二字と脱落し、或は魚魯の謬悞、或は一部二部の損朽あり。若し黙止して一期を過ぎたる後には、弟子等には定めて謬乱出来の基也。爰を以て愚身老耄の已前にこれを糺調せんと欲す。而るに風聞の如くんば、貴辺並びに太田金吾殿の越中の御所領の内、並びに近辺の寺々には数多の聖教あり等と云云。兩人共に大檀那たり、所願を成さしめ給え。

この文言を要約すると次のようになる。

- ① 法華經の大法を広めるには、必ず一切經を備え学ばなくてはならない。
- ② 日蓮聖人の手許にある聖教は、受難の時に傷んだり欠失したりして不揃いになった。
- ③ このまま過ぐすと弟子に誤解を生むことになるので、老耄になる以前にその欠を正し補おうと思う。
- ④ 曾谷教信の下総国と、太田乗明の越中国の所領、あるいは近辺の寺々に、多くの聖教があると聞く。
- ⑤ 曾谷・太田ともに大檀那であるから、聖教を蒐集し補充することに助力してほしい。

下総国の檀越として知られる曾谷教信と太田乗明に、聖教の提供を強く要請されたのは、この兩人が帯びる社会的な実力と、⁹⁾ 仏教に対する理解力に期待するところが大きかったからであろうが、ここでは日蓮聖人の身延における聖教蒐集と教学書の体系化の意向を確認するにとどめよう。と同時に、このような要請をされたのは、決して曾谷・太田の兩人に限らず、他の檀越たちにも協力を呼びかけられたに違いない。すると、身延山における晩年の日蓮聖人のもとに揃った聖教には、法華經をはじめとする自筆写本・手沢本・寄進された本の別があったとみられ、それは日朝の『靈宝目録』と日意の「御筆御書註文」の記事に反映している。

四、真蹟曼荼羅本尊の護持

日朝の『靈宝目録』の冒頭には、四箱に分納した真蹟の曼荼羅本尊が、次のように箱ごとに列記されている。

- ① 第一箱には四幅の曼荼羅本尊がある。冒頭の「真筆題目曼荼羅」には四条金吾が「依嚴命謹敬所奉書写之（厳命によって謹しみ敬いこれを書写し奉る所也）」とあり、署名と花押は日蓮聖人の自筆であると、後に『日乾目録』は記している。「文永八年九月十三日」（龍口法難の日）の曼荼羅本尊とあるのは、讚文の記事を誤読したもので、実は文永十年七月八日に揮毫された絹布の「佐渡始頭の曼荼羅本尊」とみてよからう。建治元年と弘安三年の曼荼羅本尊には、揮毫の日付のみで授与書はない。

- ② 第二箱には十幅の曼荼羅本尊があり、紺紙金泥の「泥筆青蓮華御本尊」が注目される。⁽⁹⁾ 授与書は弘安四年（日伝）・弘安二年（日春）・弘安三年（日命）にあり、泥筆青蓮華御本尊をはじめ文永十一年・建治元年・建治二年（二幅）・弘安三年・弘安年間の七幅には授与書がない。

- ③ 第三箱には七幅の曼荼羅本尊があり、建治と弘安の形木曼荼羅が添えられている。文永十一年十一月日付の曼荼羅本尊は、日乾目録の注記によると「同日三幅本尊」と呼ばれ、そのうちの一幅には「可レ為三大本門寺重宝也、因幡国富城五郎入道息寂仙房申三与之」（大本門寺の重宝たるべき也、因幡国富城五郎入道の息寂仙房にこれを申し与う）と別筆（日興の筆）で加筆されていて、日朝の代までには外から移入されていた。その他、建治元年・建治二年（絹本）・弘安二年（絹本）の曼荼羅本尊には、すべて授与書が記されていない。

- ④ 第四箱には二幅の曼荼羅本尊があり、弘安三年のものは日教に授与され、弘安二年曼荼羅本尊には授与書が

ない。

日朝の『靈宝目録』に列挙された曼荼羅本尊は二十三幅の内、授与書があるものは四幅、寂仙房日澄に授与された一幅を併せて五幅に過ぎない。また、一幅が授与されただけで二幅は授与されなかったと見られる、「同日三幅」の曼荼羅本尊があることを考慮に入れなくてはならない。日朝の『靈宝目録』に見るこのような事實は、日蓮聖人が揮毫の日付をつけただけで、授与書を記入されないままの曼荼羅本尊を、授与の機を待つて書庫に収められていたことを物語るものである。

日蓮聖人の曼荼羅本尊に記された日付や授与書をみると、明らかに追筆とみられるものがある。京都頂妙寺に伝来する「竹ノ内本尊」は、「弘安元年（太才戊寅）七月五日」の年紀は、別筆と思われるほどで、このような例はほかにもみられる。曼荼羅本尊を予め染筆して書棚に納めておき、求められた時に日付と授与書を書き入れて贈られたという場合が多かったに違いない。むしろ、曼荼羅本尊の揮毫を要請されると、その場で染筆されるということは少なかつたのではなからうか。

日蓮聖人は、染筆されたものは失うことなく、書棚に大切に保存されていたふしがある。これを物語るのが『御本尊鑑』に収められている、「半如意御本尊」「無記年本尊」とよばれる二幅の曼荼羅本尊である。いずれも三分の二ほどの揮毫で摺筆された未完の曼荼羅本尊で、揮毫された年紀も授与書も記入されていない。このような書きかけの曼荼羅本尊も大切に書棚におさめられていたのである。

五、真蹟遺文目録の記載

日朝の『靈宝目録』には、曼荼羅本尊に次いで真蹟遺文が箱ごとに分類され、その書名が列挙されている。しかし、『身延山史』に収載という制限があつてのことだろうか、不揃いな点も見られる。むしろ日意の『蔵書目録』の内「御筆御書註文」の記事がかなり整っているのも、これを史料として日乾『身延山久遠寺御靈宝記録』⁽¹³⁾を援用しながら、日蓮聖人の真蹟遺文の護持体制について論を進めよう。

日意の「御筆御書註文」の記事では、典籍を装丁の形式によって二種に分けて書名を配置し、その分類どおりに書庫の櫃に収納されていたことを物語っている。その分納された状態をみると、書の形態によって「卷子本」と「帖」（冊子本）に全体を二分されるという、保存の便宜に沿った分類がなされていて、一目でそれと分かるように納入の箱の形も異なっていたことであろう。ここには、文庫における管理の体裁を整えるという強い意志を感じ取ることができ、それは日朝と日意に共通する意識であつたと推測できる。

卷子本では、まず「御筆御書註文 卷物分」と記されていて、書状を主体とした卷子装の真蹟遺文が、伝統的な「録内御書」と「録外御書」の分類方法に従つて収録されている。まず「録内之分」として、真蹟の「報恩抄 二卷」「法華取要抄」等をはじめ、「録内分廿一卷」（実数は二十卷）が連記され、「安国論」「一代五時之図二卷」「地引之御書」「治病抄」が「不足」と注記されている。

次いで「録外之分御筆御書」には、「日眼女御書」「天反地天書」など六巻があげられ、続いて「前後不足物、不知内外」、銘不知之御筆御書 卷物分（前後不足の物、内外を知らず、銘を知らざる御筆御書 卷物分）とあつて

八卷、「不_二御書御筆_一」 卷物註文（御書御筆にあらず 卷物註文）が「円澄和尚啓状 一卷」「周書異記 一卷」「寺文戒壇之望山門停止之奏状 一卷」など十二卷、「要文御類聚」には「経文御類聚 一卷」「涅槃疏要文御類聚 一卷」など九卷、最後に「御聖教之卷物御筆 四卷」が収められ、「都合卷物数 六十」と卷子仕立ての書物の総数が記されている。

帖（冊子本）では、まず「御筆双紙之分」が「守護国家論御草案 内」「開目抄御草案 内」をはじめ、帖に仕立てられた草案・筆写本・要文等が列挙される。その装丁の形式は、二つ折りにした料紙を重ねて折り目を糸で綴じた綴帖か、二つ折りにした料紙を袋綴じにした冊子本の二種である。ただ、「大帖」と注記された「臣軌」「色々事御類聚」は例外で、一紙一紙を折らずに重ねたままで右端を綴じた形の「帖」とみられ、中山法華経寺聖教殿に伝来する『観心本尊抄』（国宝）が同じ形式である。最後に「已上御筆百五帖 都合御筆五十二帖」とあり、帖の総数が一〇五帖で、そのうちの五十二帖が日蓮聖人真蹟という意味である。⁽⁴⁾

六、日蓮聖人真蹟遺文の特色

後に身延文庫を設立する核となった日蓮聖人真蹟について、日意の「御筆御書註文」を手掛かりに、その形状と特色等についてさらに考察を進めよう。まず「卷物分」には、録内廿一卷と録外六卷、合わせて二十七卷が列挙されている。それぞれに形状が注記されているが、前後の数紙が欠失する書などが目立ち、不自然な伝存状況の感覚を抱かざるを得ない。そのいくつかの例を取り上げてみよう。

「報恩抄」は二巻にわかれています。「在裏面」と注記され文が紙背にまで回って続いている。この書は、弟子の日向

に命じて旧師道善房の墓前に捧げた回向の文で、清澄寺における法兄の浄頭房と義城房に託された渾身の一書である。早い時期に身延山の書庫から流出して、断片の形で妙了寺・池上本門寺・要法寺・本通寺・本禅寺など五ヶ寺に散在して伝来している。¹⁵⁾ それらの断簡を入念に観察すると、いずれも行間が不揃いで加筆訂正の箇所もあり、文章が紙背にまわって記されていて、これを併せみると、師の墓前に捧げるべく浄書された本書とはとても考えられない。日乾『身延山久遠寺御霊宝記録』によると、「継目ノ処何モ先後ノ紙ニ御筆カカレリ」とあって、継紙に筆を走らせた形は著書の書式であって、書状にみる正式な料紙の用い方ではない。このような諸点からみて、身延本は「案文」（草稿本）で、清澄に届けられた正本は浄頭房の許に留められたのであろう。

「法華取要抄」は、「始ノ三枚メヨリ二枚計不足」と注記されている。この正本は日常の『本尊聖教事』に記載され、『観心本尊抄』に次ぐ貴重書として「御自筆皮籠」に納められ、現在は国の重要文化財で中山法華経寺聖教殿に納められている。したがって身延本は正本ではなく、案文（草案）である。

このほか、「種種御振舞御書」「顕謗法抄」「法蓮抄」「祈祷抄」「王舎城御書」等には「始終整足」と注記されているが、「怨嫉大阵既破等御書」「阿弥陀堂法印祈雨御書」「崇峻天皇御書」「光日房御書」「四条金吾女房御返事」「四条金吾御書」「清澄寺大衆中」等の書には丁の不足がみられ完結していない。これらの書状の本書は、それぞれの宛先に届けられたはずで、身延山に伝わっていたのはその案文とみてよい。

「御書大巻一卷」には具体的な書名がなく、「前後不足何ノ御書ト不_三拜知_一、定録内歟（前後は不足し何の御書とも拜知せず、定めて録内か）」と注記されている。紙数が長大で前後の丁が失われた不完全な卷子本であって、「書名がわからないが、おそらく録内御書であろう」という見解が示されているが、原本が失われた今日では、書名を確認する余地はない。

いものの、複数の書状の案文集である可能性がある。

「録外」の記載の後で、「前後不足者不知内外、銘不_レ知之御筆御書巻物分（前後不足なれば録内か録外かを知らず、銘も知られざる御筆の御書 巻物分）」と記入されて、三紙から八紙の卷子本が八巻ほど列挙されている。御書に続く「要文・類聚」について、日蓮聖人真蹟のうち卷子本の形式をとる例は少ない傾向にあり、それはこの目録にも言える。

次に、「御筆双紙之分」についてみると、『守護国家論御草案』と『開目抄御草案』の二書が注目される。『守護国家論』は、『日乾目録』の記事によると十八紙の本紙に表紙をつけた帖か冊子本に仕立てられているが、外題は摩滅して判読は困難で、見返しには一行半ほどの書入れがあったとされる。「草案」とされるこの書は、『立正安国論』を述作された文応元年（一二六〇）の前年正元元年（一二五九）の著作とされるから、身延山までの二十年にわたる確保の道りにはさまざまな局面に遭遇し、表紙は摩滅したものの大切に護持された。¹⁶「草案」であるなら、浄書本である正本はどのように扱われたのだろうか。

『開目抄』は、『日乾目録』によると、六十五紙に「開目」と表記した表紙を添える冊子本である。日意はこれを「草案」とするが、『日乾目録』は『開目抄』と記すのみで草案の記載はない。『開目抄』の撰述直後、文永九年（一二七二）卯月十日付「富木殿御返事」に、本書について次のように記されている。¹⁷

法門之事 先度四条三郎左衛門尉殿令_二書持_一。其書能々可_レ有_二御覽_一。

（釈文）法門の事 先度四条三郎左衛門尉殿に書持せしむ。その書を能くよく御覧あるべく候。

この文言に、法門のことを記した書を、鎌倉に住む信者の四条三郎左衛門尉すなわち四条頼基に遣わしたという。その書とは『開目抄』の本書であり、手許に控えとしてこの身延本が保存されていて、佐渡から鎌倉を経て身延にも

たらされたものである。ちなみに、その翌年春に完成された『観心本尊抄』にも、草稿本が存在したと推測されることもあり、この『開目抄』が草案とみることは当をえているものと思う。なお、日享目録には「開目抄一・二・三・四巻」と記載されていて、帖の装丁は後に四巻の卷子本に仕立てられていたことがわかる。

『以一察萬抄』一帖には、「法華取要抄ノ事也」と注記されていて、『日乾目録』には十九紙からなると注記されている。中山法華経寺本の『法華取要抄』は二十四紙からなる卷子本で、書としての体裁もしっかり整っているので、『以一察萬抄』と題する身延本は、中山法華経寺本『法華取要抄』（重文）の草案である。

最後に「都合御筆双紙 五十二帖」とある双紙の殆どは、前述したように帖か冊子に仕立てた要文集や写本類である。ただし要文集には卷子本のものがあり、これは前項の「都合六十巻」の中に含まれている。

身延文庫が発足した当時における、日蓮聖人真蹟の曼荼羅本尊と遺文の構成を、日朝『靈宝目録』と日意『蔵書目録』の記事によって窺ってみた。これによって注目すべき点は、日蓮聖人が整備を意図された書庫の目標が、従来考えられていたように聖教類の充実と完備にあることは当然であるが、新たにもう一つの性格を付加しなくてはならない。それは、染筆された曼荼羅本尊をはじめ、著書や書状などの案文（草案と控）、抄録やメモ類の集積を図られていたことである。特に「案文」が多く納められていることは、御遺文の研究の上でも注目しなくてはならない。

七、日蓮聖人真蹟の管理態勢

曼荼羅本尊をはじめとする日蓮聖人の真蹟類が、書庫ないし発足当時の身延文庫でどのように保存管理されていたかについて、まず「御筆御書註文」の記事によってうかがってみよう。ここで注目されるのは、「御筆双紙 五十二

帖」の記事に続いて、「私云」として「是ハ大事之黒箱之外之御筆之數共也、此外二箱一ノ中ノ御筆ノ數者、上件之巻物以下之内不入之也（これは大事の黒箱の外の御筆の數共也、この外に箱一の中の御筆の數は、上件の巻物以下の内には入らざる也）」とあることである。この注の文言によつて、帖の装丁を施された写本や要文類の五十二点は、黒箱に入れられた大事な「御筆」（日蓮聖人真蹟）とは別であることと、この外に「御筆」の箱があることが窺える。つまり、納入されている箱の色や形によつて、中に納められている書物の種別がわかるようにした形で、書棚に分置されていたとみられる。この事實は、日意の当時すでに文庫の原型ができて、箱別による書物の管理体制が一応整えられていたことを物語るものである。

日意の「御筆御書註文」に先行する日朝の『靈宝目録』は、第一箱から第四箱に納入された二十三幅の「真筆題目曼荼羅」を箱別に列挙し、続いて真蹟遺文を七箱の第一から第四に分納し、要文類を収めた第五箱と第六箱をこれに続けて記載している。『身延山史』に収録された記事に見る限り、文書箱の表記に記載の乱れがある等、この『靈宝目録』はまだ十分に整理されたものとはみられない。このような観点から、後に確立する「身延文庫」のものは日朝の『靈宝目録』に始まり、日意の『藏書目録』の「御筆御書註文」によつて一応原初の形が完成したとみる。ただし、「身延文庫」の藏書印もこの時期に作られ使用が始まったものとは即断できるものではなく、今日に続く「身延文庫」の名称も初現は江戸時代初期の日蓮・日境の時代である（後述）。しかし、「靈宝」と称される靈性を表現する「聖教」からなる文庫の原形は、日朝・日意の代の十六世紀の中頃に始まり、次第に整備が進んだものとみられる。

日蓮聖人が弟子や檀越の協力によつて聖教を収集し、身延山の図書を整備し充実が図られてから、日朝、次いで日意によつて典籍保存の体制が実現するまで、その聖教等はいかに管理されたのであろうか。身延山にはこれを直にう

かかえる文書や記録も伝来していないので、「中山法華経寺文書」を援用してこれを推測しよう。

中山法華経寺は、はじめ法華寺と本妙寺からなる両山一首制をとり、現在の寺号になったのは室町時代の十六世紀初頭である。法華寺に伝わる『観心本尊抄』をはじめとする真蹟遺文については、開山の日常が『常修院本尊聖教事』にまとめ、本妙寺に伝来するものは第三代の日祐が『本尊聖教録』に法華寺伝来のものと合わせた目録を作成している。その書名目録にみる書名の配列は、身延山の日朝・日意の目録にみると同様に、まず本尊を列挙した後、次いで日蓮聖人の真蹟遺文（卷子）・真蹟遺文（冊子）・要文・他筆の章疏という順番に配列した内容である。¹⁹⁾

日常は、自ら開創した法華寺の聖教について、永仁七年（二二九九）三月四日に「日常置文」を定め、後世に伝えるべき聖教を「聖人御書并六十卷以下聖教等」と総称している。これらの聖教は借り失うことのないよう、たとい大事があるうとも「不_レ可_レ出_三寺中_二事（寺中を出だすべからざる事）」と寺外への持ち出しを厳禁し、もし必要な折には道場において披きみるようにと、厳しく制限を加えた。さらに「聖教殿居之事」を定めて、「如_三日常存生之時_一、無_三一分懈怠_レ可_レ被_レ勤_レ之（日常存生の時の如く、一分の懈怠なくこれを勤められるべし）」と命じているので、書庫を守護する常置の当番の僧が居たことを物語っている。次いで第二代住持の日高も「日高讓状」を定めて、「中山本尊聖教御殿居事、如_三日高存生之時_一、僧俗共無_三懈怠_二、可_レ令_三勤_レ仕_一之者也」（中山本尊聖教御殿居の事、日高存生の時の如く、僧俗共懈怠なく、勤仕せしむべきの者也）と遺言した。さらに第三代住持の日祐は、「日祐置文」に、「本尊聖教御殿居以下事」は、先師二代（日常・日高）の置文の定めに従って、緩急なく勤めをはたすように命じ、『本尊聖教録』と題する聖教目録を整えた。

中山法華経寺における本尊聖教の維持管理にみるこのような方針は、身延山久遠寺における「御筆御書」のそれにも通じるものがあつたはずである。身延山久遠寺第三代の日進が、中山法華経寺第三代の日祐と密接に交流し互いに

来往があつたことは、この間のことを窺わせる。日祐の一代にわたる『一期所修善根記録』の記事には、日祐は信者を伴つて度々身延山に参詣して堂宇の建立等に結縁し、日進は日祐の招きによつてしばしば下総国に下向して開堂供養の導師を務めたと記されている。身延参詣のうちの一度は、本尊の造立について教義上の問題を解決するためであったから、日祐は身延山の運営にも深くかかわっていたに違いない。²⁰

身延山久遠寺には、日朝の『靈宝目録』における日蓮聖人真蹟の曼荼羅本尊と、日意の『御筆御書註文』に収められた日蓮聖人御真蹟遺文などが、櫃や箱に入れられて書庫に保管されていた。これに、第二代の日向から日進・日善と次第する住持の著書・写本・要文をはじめ、手沢本・収集本などが加わつて、日蓮宗の原初的な聖教の体系が整つていたものとみられる。日意の『御筆御書註文』に続いて「録外御書註文」に「日意私所持分」と注記されているから、この書庫には日意の私物も収められていたことがわかる。これら多くの聖教は一門の教義の根幹をなすものであるから、中山法華経寺におけると同様に聖教の管理体制も厳密で、書庫の番をする「殿居の僧」が定まつていて、閲覧も所定の場所に限られていたものとみられる。

八、内・外典の図書目録

日蓮聖人の真蹟をはじめとする「靈宝」以外の典籍を、総体的に整理し目録を作成する機運が起こつたのは、近世初期になつてからのことで、第二十六世日暹の『身延文庫御書籍目録』²¹がその最初の試みである。叢書本には本書の全体が写真版で紹介され、本書の書誌については木村中一氏の解説があるので、ここで注目される点だけを取り上げて他は省略する。

本書の内表紙には、日暹について第二十七世となった日境の筆跡で『身延文庫暹師御書籍目録』と表題が記され、日境の署名に花押が据えられている。筆跡から見ると、この帖は日暹ではなくて日境の一筆とみられ、文庫の整理と目録の作成は実質的には日境が行なったとみられる。

本文の前の丁には「内典」一箱から十三箱の概括的な納入の書目が、ついで「外典」とのみ記されていて、この目録の構成が内典と外典からなっている。第一の箱には「朝師作物類」、第二の箱には「三大部」、第三の箱には「西域・起信論」などと略述され、十三箱に及ぶ。本文の第一丁には「一、安国論抄 朝師一之箱 五卷」とあって、その傍に「身延文庫」の蔵書印が捺され、祖書見聞類の書名を列挙して「已上御書抄分」と結んでいる。しかし、身延山久遠寺に伝来する日朝の典籍の全体からみると、ここに挙げられた日朝の典籍はごく少数で、内題の脇にメモされている「朝師御作目録^マ未完」の注記通りである。書名の記述も箱別に書名と冊数を記すだけの簡単なもので、典籍を内容的に秩序立てて分類するという意図は窺えない。また、分納された典籍の冊数から推測すると、十三個の箱は長持のような大型の箱ではなく、手頃な櫃の体裁であったようにみられる。

次の「外典目録」によると、内典と同様な形で十六箱に分納されているが、各箱は内典と比べてやや小さ目であった。典籍を分納した箱入りの書箱が、棚の上に並べられている光景が想像される。収蔵されているこれらの書名を箱ごとに列記して、収納台帳を作成するというのが日境の作成した『暹師御書目録』であり、蔵書全般にわたるものではなく、未整理の書物が積み重ねられていたに違いない。しかし、ここに初めて「身延文庫」の名称があらわれ、本文の第一丁には「身延文庫」の蔵書印が捺されていることは注目される。

整理には手の余るほどの典籍を整理し、蔵書印を捺して箱に分納し典籍目録を作成することは、当然ながら保存と

閲覧の意図を前提とする。今日の図書館の機能にも通じる觀念が、近世初頭の身延山久遠寺に「身延文庫」として表れたことは、まことに意義深いことである。

結 論

今日の身延山久遠寺では、伝来する多くの文化財を「身延文庫」と総称して、二棟の新造の収蔵庫にまとめられている。その一方で、「身延文庫」の蔵書印が押印されている典籍と、別の範疇で扱われている文化財があつて、「宝物」の全体にわたる構成を改めて考察する必要がある。特に、明治八年の身延山大火によつて、日蓮聖人の真蹟類が焼失したことを考える時、「身延文庫」の淵源と構成を歴史的に明らかにすることが求められる。この要請に応えようと、日蓮聖人が意図された聖教の集積から、日朝・日意の蔵書目録の整備から始まつて、近世中期の十八世紀前期にみる「身延文庫」の整備に至る歴史を、典籍の分類と管理の方面から研究を進めた。

身延の山中に営まれた日蓮聖人の庵室には、恐らく櫃に入れてあつたと思われる、曼荼羅本尊・聖教・著書・書状・手沢本などが置かれていた。曼荼羅本尊は未授与のものが多く、著書・書状のほとんどが案文（草案）で、手沢本には佐渡から携えてきた書もある。聖教の多くは、日蓮聖人の要請によつて信者から寄せられた冊子で、室内の書棚に積まれていたであろう。これらの日蓮聖人真蹟類は代々嚴重に格護され、十五世紀に至つて日朝・日意によつて典籍目録が作成され、神聖な「靈宝」として格別に継承されてきた。

身延山久遠寺には、日蓮聖人真蹟をはじめとする「靈宝」のほかに、第二世の日向をはじめとする歴代住持の著書や写本、特に日朝・日意に係する典籍などが、数多く伝存している。これらの典籍の整理保存も早くから意図され

たが、第二十六世日暹（二五八六―一六四八）と第二十七世日境（二六〇一―五九）によって『身延文庫暹師御目録』が作成された。この目録に収録された書名は一部に過ぎないが、表題に「身延文庫」の文庫名が、箱別に内典と外典に分けた典籍の書名がそれぞれ初めて現れ、第一丁に文庫印の黒印が捺されていることは重要である。この『身延文庫暹師御目録』の書名によって、「身延文庫」の名称を用いるようになった下限を確認し、文庫印の押印された時期を推測することができる。

明治八年正月の身延山大火によって、御真骨堂とともに「靈宝」は煙滅したが、土蔵に納めてあった「身延文庫」の典籍は幸いに焼失を免れた。現在の「身延文庫」は、前述のように総合的な文化財を包括する名称であり、本来は「身延文庫」として一括されていた典籍の目録が『身延文庫典籍目録』である。この目録には、書名と書誌にとどまらず、跋文等の執筆に関する記事を収録しているのが特色で、本格的な資料集としても評価されている。

注

(1) 日蓮聖人の立教開宗七五〇を記念して出版した『身延文庫典籍目録』で、平成十五年三月から同十七年四月にわたって刊行した。

(2) 現在の「身延文庫」は、新造の東・西両蔵に分納される宝物全体を指す。昭和四十八年から五十一年にかけて文化財の緊急調査が行われ、古文書・曼荼羅本尊・棟札・絵画等の目録が刊行されている。次いで平成十三年度から十五年度にわたって身延山久遠寺史料調査が実施され、平成十六年に刊行された『身延山久遠寺史料調査報告書』の身延文庫関係では新たに經典目録が作成された。

(3) 文庫印として最もよく知られるのは「金沢文庫」の蔵書印で、金沢文庫の典籍に黒印が押印されている。金沢文庫は北条氏一門の金沢実時に始まるとされ、金沢氏滅亡の後には稱名寺に移管され、多くの仏教典籍を加えて今日に至る。「金沢文

日蓮聖人真蹟と初期の身延文庫（中尾堯）

庫」の蔵書印が用いられはじめた時期については、鎌倉時代か南北朝時代かといくつかの見解があるものの、文庫印の嚆矢であることは間違いない。「身延文庫」印もこれに遜色のない程の古様で、金沢文庫の影響なしとしないのではないかと
思う。

(4) 『身延山史』 『靈宝目録』と題する書名の「靈宝」の用語には近世的なニュアンスがあり、原本にこの名称が用いられていたとするには躊躇する。

(5) 『日意目録』のうち「御筆御書註文」は、「大聖人御筆目録（身延意師目録）」の表題のもとに、『昭和定本日蓮聖人遺文』第三卷に収録されている。

(6) 『日朝目録』は『身延山史』所収

(7) 朱印と黒印 金沢文庫の『宋版一切経』には朱印「身延文庫」の印には朱印と黒印が用いられ、日朝の著書には朱印を用いたのがみられ、黒印よりも朱印が上位にある。

(8) 太田金吾・曾谷教信兩人に宛てた書状で、中山法華経寺聖教殿では「太田禪門許御書」、『昭和定本日蓮聖人遺文』では「曾谷入道殿許御書」の書名で収録している。厳密には「太田禪門曾谷入道許御書」とするのが正しい。〔法華〕令和二年四月号所収「聖教殿の日蓮聖人ご真蹟」²⁸「太田禪門許御書」を参照。

(9) 中尾堯『日蓮宗の成立と展開』二八頁「第一節 檀越の社会的性格」吉川弘文館

(10) 信者の四条金吾が揮毫した曼荼羅本尊とされ、『御本尊鑑』には真蹟として収録されている。

(11) 中尾堯 寺尾英智共編『図説 日蓮聖人と法華の至宝 曼荼羅本尊』同朋舎メディアプラン 平成二十四年

(12) 藤井教雄編『御本尊鑑 遠沾院日亨上人』六四・六八頁 身延山発行 昭和四十五年

(13) 日乾『身延山久遠寺御靈宝記録』は『昭和定本日蓮聖人遺文』第三卷所収。

(14) 「色々事御類聚大帖」と「臣軌」は、「大帖」と注記されている。「大帖」については、中尾堯『日蓮真蹟遺文と寺院文書』一八七頁参照 吉川弘文館 平成十四年

(15) 『日蓮聖人真蹟集成』四卷 一八二～一八五頁

(16) 『守護国家論』が『立正安国論』の草案とする説が散見されるが、これは『守護国家論』の「草案」の誤解であろう。日亨『西土蔵目録』には「二卷」とあり、後に卷子本に仕立てられた。

- (17) 文永九年卯月十日付『富木殿御返事』については、『法華』以下中山法華経寺聖教殿所蔵の日蓮聖人遺文については、『法華』平成二十九年からの連載を参照。
- (18) 大帖の形式をとる『観心本尊抄』の各丁をみると、奥の部分の教行が押し詰まって揮毫される傾向にある。その理由は、一丁毎の行数を決める割り付けが予め見当づけられていたことを物語り、本書の草案が手許にあったことを物語る。
- (19) 日常『常修院本尊聖教事』・日祐『本尊聖教録』（『日蓮宗宗学全書』上聖部所収）中尾堯編『中山法華経寺史料』中尾堯『日蓮宗の成立と展開』九六～九九頁 吉川弘文館 昭和四十三・同四十八年
- (20) 日祐『一期所修善根記録』（『日蓮宗宗学全書』上聖部所収）中尾堯『日蓮宗の成立と展開』一一八～一四四頁
- (21) 『身延文庫蓮師御目錄』日境筆 身延山大学東洋文化研究所「身延山資料叢書五 目錄集」所収 平成二十七年
- 〈キーワード〉身延文庫、日蓮聖人真蹟、日朝『靈宝目錄』、「身延文庫」と「金沢文庫」の印、『身延文庫典籍目錄』